

仙台市中央卸売市場の役割と現状を考えるミニシンポジウム報告

2020年7月3日 嵯峨サダ子

仙台市中央卸売市場業務条例改正案は今年3月、日本共産党以外の賛成多数で可決されました。施行日は6月21日です。これより、市議団の論戦を紹介します。

■業務条例改正で何が変わったか

卸売業者の「第三者販売の禁止」（仲卸業者と買参人以外には販売できない）、市場での「商物一致の原則」「直荷引きの禁止」が卸売市場法から撤廃されました。これにより、卸売業者は直接、大手スーパーなどと取引できるようになり、仲卸業者は市場で良質な生鮮品を購入することが困難になります。

ただし、国は各市場の「公正取引に関わる業務規程、業務条例」については、変更・改定を義務付けてはおらず、各市場の判断に委ねられました。

札幌市は（第三者販売の禁止、直荷引きの禁止、商物一致の原則）を、京都市は（第三者販売の禁止、直荷引きの禁止）を条例に残しました。党市議団は公正な取引ルールである「三大ルール」を維持すべきと再三に渡り主張しましたが、市はこのルールを条例から削除し、規制緩和（新たな例外規定を盛り込んだ）した上で規則に移しました。

条例見直しにあたって、文書法制課からは「権利義務を規制するのは、きちんと条例で規制しなければならない」との見解が示されたにも関わらず、条例から削除したことは重大です。経済局長は「条例案はおおむね現行の取引ルールを踏まえたもの」と議会で答えましたが、そうであるならば、札幌市、京都市と同様に条例に明記すべきであり、規則に移すのは後退に他なりません。規則は条例と違い、議会の関与がなくなるという問題があります。

卸売業者と、市場を通さない大手スーパーとの直接取引が横行すれば、力の強い大手スーパーが価格決定権を握り、公正な価格決定の場は破壊されます。いい生鮮品は買い占められ、市場の中核的役割を担ってきた仲卸業者の営業が危ぶまれます。また、仲卸業者に依存し取引関係を築いてきた専門小売商、料理店、

寿司店などは欲しいものの仕入れが困難となり、営業に重大な影響を与えます。

■市のスケジュールに合わせた業務条例改正

昨年3月に第1回「業務条例改正検討委員会」を開催し、市場長から、「業務条例案を来年の第1回定例会に提出し、議決後国に中央卸売市場の認定申請を行う。12月までに市としての方針を決める」との挨拶がありました。

○「業務条例改正検討委員会」の委員の構成の問題

農水省の基本方針では『卸売業者及び仲卸業者だけでなく、出荷者や売買参加者をはじめとする取引参加者の意見を偏りなく十分に聞き・・・ルール設定を行う』としています。しかし、市の「検討委員会」には出荷者、売買参加者は参加していません。生産者や買い出し人の多くはその生業に関わる重要な問題の「検討委員会」が市場の中で行われていることさえ知りません。

○条例改正の合意形成はできていない

「検討委員会」が数回開催されましたが、十分な議論が尽くされないまま強引に進められました。検討委員会のメンバーである仲卸経営者協会が市場長宛てに意見書を提出しました。内容は、議論が尽くされておらず、広く合意形成ができない場合は、その条例は変更しないという態度こそ、住民自治に基づく姿勢ではないか。「第三者販売」や必置原則に基づく卸売業者及び仲卸業者の「業務許可」など重要な項目について、業界の中で「条例を改定しなければならない」という差し迫った要望や熱意が未だ高まっていないことをあげています。

また、市が行った市場関係者へのアンケートやヒアリング結果を見ても、「第三者販売の禁止」「商物一致の原則」「直荷引きの原則禁止」については、条例を改正せず現状維持とする、原則現状維持で改正市場法施行後に改めて検討するが過半数を占めました。アンケートの自由記述欄には、「取引規制の緩和、撤廃で大企業主導の利益優先の市場運営におちいる可能性がある」「改正については、しっかりとした協議を重ね内容を精査する必要があり、拙速に変化さ

せることは大きな混乱を招く恐れがある」と書かれています。これが、市場関係者の民意と受け取るべきです。

■市民の台所、市民の財産である中央卸売市場の役割を市民に知らせて

仙台市中央卸売市場は青果、水産、花卉、食肉を扱う全国でも数少ない総合市場です。東北全体の産地、消費者を視野に入れつつ、その生産から消費に至る活動を牽引していく東北地方の中核的拠点としての役割を果たしており、仙台市が誇る市場です。

条例を見直すとするならば、現状よりも更に仙台市の地域経済の自立が強化される方向、地域の商店街、地域業者、地域企業、地域農林水産業者の活力強化につながるものでなければなりません。こうした役割を市民に知らせ果たさせていく活動が必要です。